様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まつみはうじんぐかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 マツミハウジング株式会社  （ふりがな）まつい　ゆうぞう  （法人の場合）代表者の氏名 松井　祐三  住所　〒187-0011  東京都 小平市 鈴木町２丁目２２１番地の３  法人番号　1012701000953  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マツミハウジング株式会社のDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年11月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページへの掲載  　https://www.matsumi.com/dx.html  　マツミハウジング株式会社HPで公表  記載箇所ページ「2.経営理念・経営ビジョン」に経営ビジョンを公表している/「DX戦略2023」の「1.DXに関するトップメッセージ」の【社長が目指すビジネスモデル】に経営ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性を示し、公表している。 | | 記載内容抜粋 | ①　（経営ビジョン）  マツミハウジング株式会社は、現場のDXを最重要課題ととらえ、現場の無理・無駄・ミスをなくし、バックヤードのDXも進めることで、お客様に効率的に満足度の高い家づくりを提供し、時代に合わせて変革していきます。仕事の視覚化・効率化を図り、お客様の健康寿命を伸ばす家づくり（①木造　②結露しない外断熱　③換気　④体に優しい冷暖房）に尽力し、提供してまいります。  /（社長が目指すビジネスモデル）  当社はデジタル技術やデータを活用することで、キズクアプリで現場の情報共有を進めることによって、無理・無駄・ミスをなくし、お客様へより良い「家づくり」の提供をしていきたいと考えております。現場のDX化を進めるために、まずは状況の可視化を通して4M（人・材料・方法・道具）の改善を促進し、業界の発展に貢献していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年　10月　24日に開催された取締役会で、「マツミハウジング株式会社のDX戦略」は承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マツミハウジング株式会社のDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年11月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページへの掲載  　https://www.matsumi.com/dx.html  　マツミハウジング株式会社HPで公表  記載箇所ページ「3.DX戦略（DXステップ）」/「4.DX戦略(社内DX戦略)」に、設問1で記入した経営ビジョンやビジネスモデルの実現するための戦略を公表している。 | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 （DXステップ）  経営ビジョンの達成のために、下記のようなステップでデジタル化やデータ活用、社内変革を推進し、毎年売上1％をDX推進のために投資します。  ■2023年の私たち  ・戦略①現場の生産効率向上  →自社アプリ（キズク）で現場の情報を共有し、データから最適な住宅製造の仕組みを構築する  ・木造大型パネルの活用  （在来工法の工業化）  ■2026年の私たち  ・戦略②顧客満足度向上  →お客様との情報の共有  ・戦略③バックヤードの効率化  →仕事の効率化によって生産性を向上させる  →デジタル人材の育成  ■2028年の私たち  お客様に効率的に満足度の高い家づくりを提供する  ・現場のDX化を促進する  ・お客様の健康寿命を伸ばす家を提供する  （社内DX戦略）  戦略①現場の生産効率向上  ・キズクアプリを活用し、現場状況、工程を把握、ミスを減らす  ・4M（人・材料・道具・方法）の見直し  ・木造大型パネルの活用  （在来工法の工業化）  ・現場のDXを進め無理な仕事を省き、若手・女性でも作業可能に  戦略②顧客満足度向上  ・お客様に家づくりの進捗情報、変更事項を共有  ・木工事作業時間を短縮化し、内装工事を充実させる  戦略③バックヤードの効率化  ・既存システムの先行事例を研究し、自社に合わせたオリジナルプランの作成及び普及  ・デジタル人材の育成  （顧客管理システムを使いこなす人材を育成する） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年　10月　24日に開催された取締役会で、「マツミハウジング株式会社のDX戦略」は承認された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　マツミハウジング株式会社のDX戦略  　マツミハウジング株式会社HPで公表  記載箇所ページ「5.体制・人材育成」に、設問2で記入した戦略を推進するための体制・人材育成を策定し、公表している。 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、DXを推進するため、DX推進委員会を設置しました。委員会は実務執行総括責任者である社長を委員長とし、各部門から選任されたDX推進メンバーで構成されています。DX推進委員会が中心となってDX戦略を推進し、デジタル人材の育成も行ってまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　マツミハウジング株式会社のDX戦略  　ページ マツミハウジング株式会社HPで公表  記載箇所ページ「「3.DX戦略（DXステップ）」、「6.デジタル技術、環境整備」に、設問2で記入した戦略を推進するための、デジタル技術活用の環境整備に向けた方策を策定し、公表している。 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、ＤＸ推進のために以下のとおりデジタル技術の導入や環境整備に取り組みます。  【3.DX戦略（DXステップ）】  経営ビジョンの達成のために、デジタル化やデータ活用、社内変革を推進し、毎年売上1％をDX推進のために投資します。  【6.デジタル技術、環境整備】  当社は、DX推進のために下記のとおり、定期的に既存システムの見直・改善や新規システムの導入を行いながらデジタル技術の活用や環境整備に取り組みます。  既存システム：  以下の既存システムのデータ活用または機能追加、刷新を行います。  ・Share  ・顧客管理システム  ・イエプロ（見積ソフト）  ・Kizuku（キズク）  新規システム：  以下の新規システムの活用を促進します。  ・三菱商事建材　ウッドステーション |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マツミハウジング株式会社のDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年11月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社ホームページへの掲載  　https://www.matsumi.com/dx.html  　マツミハウジング株式会社HPで公表  記載箇所ページ「DX戦略2023」の「7.数値目標（KPI）」に、設問2で記入した戦略の達成度を測る指標を公表している。 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進の達成状況を測る指標として下記を定めます。  1. キズクアプリの活用促進（工程表作成及び報告書作成機能の活用）  2024年までに工事部メンバーの利用を100％  2. 木造大型パネルの活用  2025年までに木造大型パネルを30％利用  3. 全てのお客様に家づくりの進捗情報、変更事項を共有  2025年までに全てのお客様との情報を共有する  4.木工事作業時間を短縮化  2025年までに木工事作業時間を30％短縮  5.イエプロのオリジナルプランの作成及び普及  2024年までに30本  6.顧客管理システムを使いこなすデジタル人材を育成  2025年までに社員の80%をデジタル人材にする |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月15日 | | 発信方法 | ①　マツミハウジング株式会社のDX戦略  　自社ホームページへの掲載  　https://www.matsumi.com/dx.html  　マツミハウジング株式会社HPで公表  記載箇所ページ「マツミハウジング株式会社のDX戦略」に進捗等に関する方針を実務執行総括責任者である社長自らが会社HPで公表を行っている。 | | 発信内容 | ①　マツミハウジング株式会社は、デジタル技術を使って住宅のサービスを向上させることに情熱を持っています。私たちは、お客様により良い住宅体験を提供するために、最新のテクノロジーを積極的に活用しています。しかし、技術だけでなく、お客様のニーズを理解し、信頼性とセキュリティを大切にしています。私たちの目標は、お客様に快適で持続可能な住宅を提供し、その生活を向上させることです。DXは、私たちの使命の一部であり、お客様の満足度を高め、業界でリーダーシップを築くために取り組んでいます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。